

令和元年 5 月 15 日

三原市地域公共交通活性化協議会会長 様

尾道市地域公共交通協議会  
会長 渡 邊 一 成

尾道広島空港線の三原市への乗入れに対する協議について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、尾道広島空港線バス実行委員会では、尾道広島空港線を再開させ、普通車（乗車定員 11 人未満）での運行計画を策定し、運行の準備を進めています。運行にあたっては、三原市の一部地域への乗り入れをしたいと考えています。つきましては、三原市への乗入れについて、別紙 1「証明書」に基づいて、貴協会において次の項目について協議いただきますようお願い申し上げます。

1. 別紙 1「道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書」の交付をお願いいたします。

- ・協議が調っている路線又は営業区域（資料 1・2 参照）
- ・協議が調っている運行系統又は運送の区間（資料 1・2 参照）
- ・協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法（資料 1 参照）
- ・適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件  
運行車両、運行車両数について（資料 1・資料 3・資料 3-1・資料 3-2 参照）  
運行車両の移動円滑化基準適用除外認定について（資料 3・資料 3-1・資料 3-2 参照）

## 高速バス路線「尾道広島空港線」運行計画

(運行予定者)

大平交通株式会社 (尾道市向島町 232-27)

## 1 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

## 2 事業の目的

広島空港を利用する市民や観光客の利便性を向上させ、誘客促進による地域活性化を図るため、尾道市内から広島空港間に定期高速路線バスを運行することを目的とする。

## 3 運行計画

## (1) 運行系統及び回数

運行系統	キロ程	運行回数	所要時分	備考
向島～尾道駅前 ～新尾道駅～広島空港	48.0 km	尾道発 3.0 回 空港発 5.0 回	1時間10分	毎日運行

## (2) 運行経路

資料 2 のとおり

## (3) 運行開始日 (予定)

令和元年 8 月 1 日 (木)

## (4) 運行日

毎日運行

## (5) 運行時刻

尾道 ⇒ 広島空港行				広島空港 ⇒ 尾道行						
乗 車 の み	向島 (九軒車庫)	5:50	13:30	17:40	広島空港	9:00	11:35	15:10	19:15	21:40
	尾道学園前	5:51	13:31	17:41	新尾道駅	9:41	12:16	15:51	19:56	22:21
	東西橋	5:53	13:33	17:43	福祉センター	9:46	12:21	15:56	20:01	22:26
	二番潟	5:55	13:35	17:45	日比小前	9:49	12:24	15:59	20:04	22:29
	尾道大橋	5:56	13:36	17:46	尾道駅前	9:51	12:26	16:01	20:06	22:31
	防地口	6:03	13:43	17:53	長江口	9:56	12:31	16:06	20:11	22:36
	長江口	6:04	13:44	17:54	防地口	9:57	12:32	16:07	20:12	22:37
	尾道駅前	6:09	13:49	17:59	尾道大橋	10:04	12:39	16:14	20:19	22:44
	日比小前	6:11	13:51	18:01	二番潟	10:05	12:40	16:15	20:20	22:45
	福祉センター	6:14	13:54	18:04	東西橋	10:07	12:42	16:17	20:22	22:47
	新尾道駅	6:19	13:59	18:09	尾道学園前	10:09	12:44	16:19	20:24	22:49
広島空港	7:00	14:40	18:50	向島 (九軒車庫)	10:10	12:45	16:20	20:25	22:50	

(6) 乗車運賃

乗車運賃 (片道)	
大人 (中学生以上)	乗車1回につき 2,000円
小人 (小学生以上)	乗車1回につき 1,000円
未就学児	乗車1回につき 無料
障がい者	乗車1回につき 1,000円
※乗車時、障がい者手帳提示	

(7) 運行車両

・普通車 (10人乗り) とする

※上記定員には運転手1名を含む

※常用車のほか必要な予備車を配置するものとする

※運行車両については必要に応じ「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外申請を行うものとする

(8) その他

①天災・交通渋滞により、バスが予定時刻に発車または到着できない場合がある(遅延による払戻はしない)

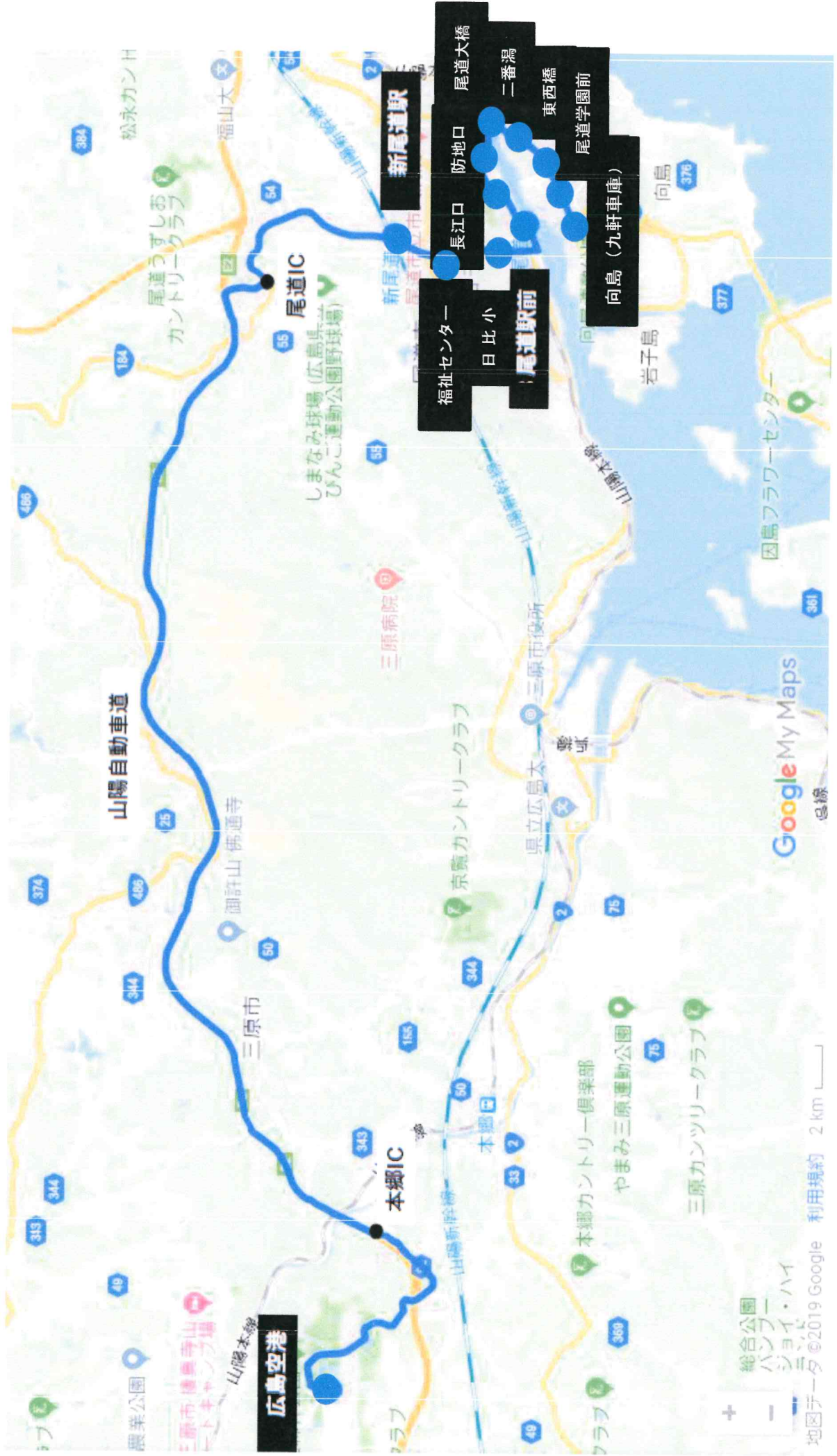
②気象状況・航空便の欠便等により運転を見合わせる場合がある

③広島空港出発時刻は、飛行機の到着にあわせ変更する場合がある。(早発は不可)

④満席の場合は、続行便等の対策を講じる

⑤車いすのお客様などハンデキャップのある方の利用の際には必要な対策を講じる

# 高速バス路線「尾道広島空港線」運行経路



## 運行車両の移動円滑化基準適用除外認定について

## (1) 車種、型式及び車体番号

- ① トヨタ ハイエースワゴン (型式 KD-KZH120G )  
車台番号 KZH120-1008111
- ② トヨタ ハイエースグランドキャビン (型式 CBA-TRH224W )  
車台番号 TRH224-0003871

## (2) 車両を使用する運行区域

別紙 4 運行計画図のとおり

## (3) 使用者

住所：広島県尾道市向島町 232-27  
氏名：大平交通 株式会社

## (4) 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条件及び内容

- ・ 第 37 条第 2 項第 2 号 乗降口のスロープの設置
- ・ 第 38 条第 1 項 床の高さ (床面の地上面からの高さが 65 センチメートル以下)
- ・ 第 39 条 車いすスペース
- ・ 第 40 条第 1 項 通路の幅 (乗降口と車いすスペースとの間の通路幅は 80 センチメートル以上)
- ・ 第 40 条第 2 項 通路の手すりの間隔
- ・ 第 41 条 運行情報提供施設等

## (5) 認定を必要とする理由

運行する路線は、尾道広島空港線バス運行実行委員会 (以下、「実行委員会」という。)において、観光客や住民のニーズに対応するため、尾道市内と広島空港を結ぶ運行計画を策定し、路線バスによる運行を実施していました。

しかしながら、運転手不足や採算性の問題によりバス事業者としては継続することが難しい状況となりました。

実行委員会としては、路線維持、再開のため、中国運輸局の公示に基づく、地域公共交通協議会の協議が整った場合による普通車 (10 人乗り)での運行を検討することとし、新たな「尾道広島空港線」運行計画を策定いたしました。

以上のことから、移動円滑化基準の適応除外認定申請を行うものであります。

## (6) 移動円滑化基準適用除外認定申請に係る資料は資料 3-1、3-2 のとおり

( 案 )

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和元年5月22日付け三原市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

1 協議が調っている路線又は営業区域

別紙高速バス路線「尾道広島空港線」運行計画のとおり

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別紙高速バス路線「尾道広島空港線」運行計画のとおり

3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

別紙高速バス路線「尾道広島空港線」運行計画のとおり

4 適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件

運行車両、運行車両数については、別紙高速バス路線「尾道広島空港線」運行計画及び別紙運行車両の移動円滑化基準適用除外認定についてのとおり

運行車両の移動円滑化基準適用除外認定については、別紙運行車両の移動円滑化基準適用除外認定についてのとおり

令和元年5月 日

三原市地域公共交通活性化協議会

会 長 野 原 建 一 印